

千葉県建設工事検査要綱等検討委員会設置要綱

(目的)

第1 建設工事の厳正かつ効率的な検査を実施するための基準となる「千葉県建設工事検査要綱」について、改善すべき事項を検討し一層の適正な運用を図るため、千葉県建設工事検査要綱検討委員会（以下、「委員会」という）を設置する。

(所掌事務)

第2 委員会は、千葉県建設工事検査要綱等の改善すべき事項を総合的に検討する。

(組織)

第3 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、技術管理課土木検査室長とする。

3 委員は、別記1に掲げる者とする。

4 委員長に事故あるときは、委員長が委員のうちから指名したものが、その職務を代理する。

5 委員会の会議は、委員長が招集し委員長が議長となる。

6 委員長は、委員会の運営に必要があると求めたときは、委員以外の出席を求めることができる。

(幹事会)

第4 委員会を円滑に運営するため、幹事会を置く。

2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織する。

3 幹事長は、技術管理課土木検査室主幹とする。

4 幹事は、別記2に掲げる者とする。

5 幹事長に事故あるときは、幹事長が幹事のうちから指名したものが、その職務を代理する。

6 幹事会の会議は、幹事長が招集し幹事長が議長となる。

(事務局)

第5 委員会、幹事会の事務局は技術管理課土木検査室に置く。

(その他)

第6 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附則 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成28年12月20日から施行する。

附則 この要綱は、平成29年11月1日から施行する。

附則 この要綱は、令和3年3月1日から施行する。

附則 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

千葉県建設工事検査要綱等検討委員会名簿

別記 1 委員会

職 名	氏 名	備 考
土木検査室長		委員長
建築・設備検査室長		
農林検査室長		
副課長		(技術企画・技術情報・ 建設リサイクル)

別記 2 幹事会

職 名	氏 名	備 考
土木検査室 主幹		幹事長
建築・設備検査室 主幹		
農林検査室 主幹		
企画調整班長		
建設リサイクル推進班長		
技術情報班長		